

9月1日から 教育委員会事務局 学校教育係の 事務室(業務)が役場庁舎内に移転します。

町では効率的で利便性の高い行政サービスを提供するため、9月1日から一部の業務を次のとおり移転します。

現在、遺跡の森館内で業務をしている学校教育係の事務室が役場庁舎の2階に移転しますのでお知らせします。

なお、教育長室も学校教育係と併せて移転します。

移転業務
教育委員会事務局 学校教育係の業務

移転期日

9月1日(金)

移転先

美里町役場庁舎内(2階)
美里町大字木部323番地1

電話番号・FAX

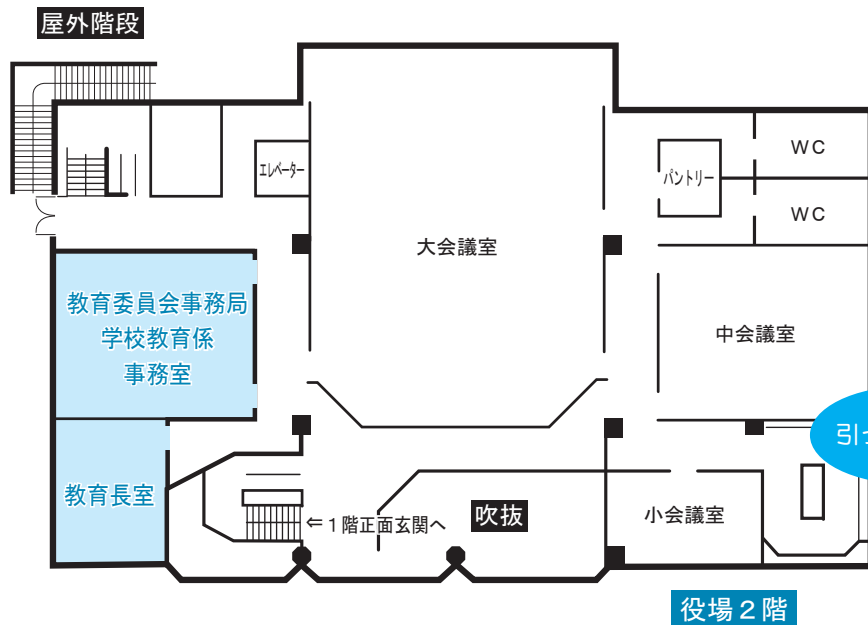
☎76・0201

FAX 76・0909

※教育委員会事務局の社会教育係・公民館図書館係の事務室(業務)については、今までどおり「遺跡の森館」と「コミュニティセンター」です。

問合せ〓教育委員会事務局

学校教育係 ☎76・0204



引っ越します

役場2階

《9月1日からの教育委員会事務局の事務室》

| 係名 | 場所 | 主な業務 |
|---------|-------------|--|
| 学校教育係 | 役場庁舎2階 | 学校全般、教育委員(会)に関すること、教育相談、奨学金、就学援助、幼稚園就園奨励など。 |
| 社会教育係 | コミュニティセンター内 | 生涯学習全般、人権教育、文化・体育団体、スポーツ振興に関すること、体育施設の利用、体育行事など。 |
| | 遺跡の森館内 | 文化財の発掘調査・保存と指定、歴史民俗資料の展示、遺跡の森館の利用・運営など。 |
| 公民館図書館係 | コミュニティセンター内 | 講座の開催・運営、公民館利用、文化団体の育成、森の図書館利用など。 |

35歳以上の美里町国民健康保険に加入の皆さまへ

予防検診(人間ドックなど) 助成制度のご案内

美里町では、疾病の早期発見と予防を図るため、予防検診(人間ドック・脳ドックまたは併診ドック)を受診されるかたに、その検診の費用の一部を助成しています。

対象者

- ① 35歳以上(年度内に35歳になるかた)
- ② 美里町国民健康保険に6か月以上継続して加入しているかた
- ③ 国民健康保険税が完納または完納見込みのかた

※助成は年度内(4月～翌3月)に1回のみです。
※同一年度内に予防検診助成制度と特定健康診査の両方を利用することはできません。

助成金の額

| | |
|-------|---------|
| 人間ドック | 25,000円 |
| 脳ドック | 25,000円 |
| 併診ドック | 40,000円 |

申請場所
住民福祉健康課 保険年金係

| 市町村名 | 医療機関名 |
|------|-------------|
| 美里町 | 千田医院 |
| 寄居町 | 埼玉よりい病院 |
| 本庄市 | 岡病院 |
| 深谷市 | 深谷市総合健診センター |
| 深谷市 | 深谷赤十字病院 |
| 熊谷市 | 藤間病院 |
| 熊谷市 | 籠原病院 |

※詳しい料金(オプション料金)や検診内容は直接病院にお問い合わせください。

申請の流れ

次の2つの方法があります

- ① 受診前に**必要なもの**をお持ちのうえ、役場へご来庁ください。
- ② 窓口で受診希望日をうかがい、役場職員が希望医療機関に予約します。
職員が本人が**予約していただいた**医療機関に支払ってください。
- ③ 受診当日、助成額を差し引いた費用を医療機関に支払ってください。

必要なもの

- 1 国民健康保険被保険者証
 - 2 印鑑(朱肉を使用するもの)
 - 3 国民健康保険被保険者証
 - 4 通帳など(振込先のわかるもの)
 - 5 印鑑(朱肉を使用するもの)
- ◎ 町指定医療機関以外で受診のかた
1 検診時の領収書
2 検査結果

【町指定医療機関以外で受診】

- ① 受診者本人が医療機関へ予約し受診してください。
- ② 医療機関窓口で検診料の全額を支払ってください。
- ③ 検査結果が届いたら**必要なもの**をお持ちのうえ、役場へご来庁ください。
- ④ 後日、助成金を指定口座に振り込みます。

地域でお祝い「長寿の集い」事業の対象者の年齢引き上げについて

70歳→75歳に引き上げました

長寿をお祝いし、健康でいきいきと暮らし続けていただけているよう、行政区が主体となり実施している地域でお祝い「長寿の集い」事業の対象者の年齢を、今年度から、75歳に引き上げました。
この年齢の引き上げについては、昨年度までの参加状況や対象者、関係者の声などをふまえて変更するものです。

なお、この事業の中でお祝いしている金婚・ダイヤモンド婚を迎えるご夫婦については、昨年度同様、年齢を問わず、お祝いをします。

地域でお祝い「長寿の集い」事業の開催については、行政区から案内がありますので、参加いただきますようお願いいたします。

問合せ〓住民福祉健康課
保険年金係 ☎76・1366



問合せ〓住民福祉健康課
住民福祉係 ☎76・5132